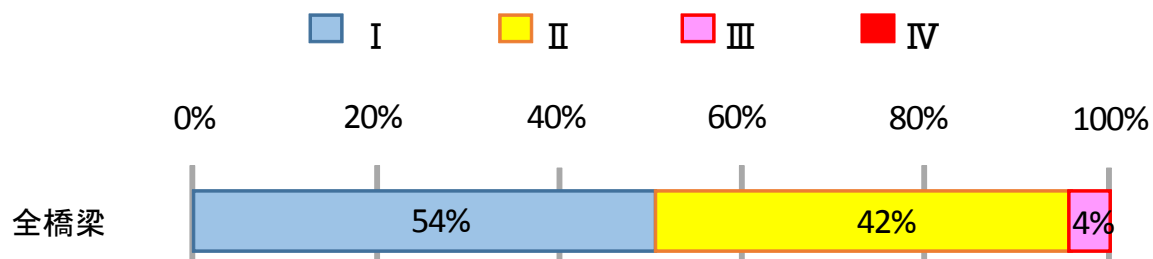


平成28年度 橋梁点検結果

- ▼ 損傷がない、もしくは極めて軽微で、判定区分Ⅰ（健全）と診断された橋梁の割合は54%
- ▼ 損傷程度が比較的軽微で、判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断された橋梁の割合は42%
- ▼ 主構造への影響がある等、判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された橋梁の割合は4%
- ▼ 緊急措置を必要とする判定区分Ⅳ（緊急措置段階）と診断された橋梁の割合は0%

【判定区分の割合】



【参考； 判定区分について】

区分	状態
Ⅰ 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。